

令和4年第3回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年3月25日(金)午後1時35分から3時10分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(12人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	2番	野町 亜理
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	5番	千光士伊勢男
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	11番	西岡 大作
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(2人)

10番	福本 隆憲
12番	山内 芳幸

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

安芸	渡辺 禎宏
川北	中平 秀一
土居	入交 大輔
畑山	小松 光正

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
議案第3号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第4号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について
報告第7号	農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について
議案第8号	農地の転用事実に関する照会について

- 議案第9号 安芸市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について
- 報告第10号 安芸市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第11号 安芸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱について
- 議案第12号 安芸市農地移動適正化あっせん基準の一部改正について
- 議案第13号 安芸市非農地判断事務処理要領について
- その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久
事務局次長兼振興係長 長野 顕文
事務局農地係長 弘井 恭介

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数12人です。欠席委員は、10福本隆憲委員、12番山内芳幸委員で、所用のため欠席との届出がございました。なお、11番面岡大作委員からは遅参の届出が出ております。

次に事務の概要報告をいたします。

3月15日に、安芸市担い手支援協議会幹事会が開催され、長野次長が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に川島一義委員及び千光士伊勢男委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3届出についてですが、今回は2件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出

地は、記載のとおり穴内乙の3筆で、面積は全部で385㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり僧津、井ノ口甲の11筆で、面積は全部で6,588㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は3ページです。

申請番号1番と2番は譲受人が同一なので一緒に説明させていただきます。

申請番号1番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の1筆で、地目は田で、面積は1,173㎡です。

所有権移転売買の申請で、ナスを作付けする予定がされております。

次に申請番号2番です。譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の1筆で、地目は田で、面積は842㎡です。

所有権移転売買の申請で、水稻を作付けする予定がされております。

申請番号1番、2番の所在地につきましては、4ページに地図がございます。

土居の野良時計の南西の方にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

これらのことから、本申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、3月11日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を、入交大輔委員、お願いします。

入交推進委員 3月11日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明ど

り、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側、東側、西側は同意のある農地、南側は同意のある農地及び譲受人所有の宅地です。生活雑排水を出す施設の設置はなく、雨水は東側既設側溝及び南側に新設する側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、赤野土地改良区から当該事業について異議がない旨の意見書が提出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号2番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は畑、面積は128.61㎡で、転用目的は駐車場の整備です。場所は8ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は川北八坂神社の南東約140mにある農地です。現地確認は3月11日に樋口なぎさ委員、中平秀一委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたると判断しています。理由は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は申請地から道路を挟んで北西側にある居宅に家族3人で生活しています。自宅敷地内に駐車場がなく長年不便していたところ、譲渡人との話の中で、長らく畑にしている申請地の管理に手を焼いていることを聞き、譲ってもらえないか打診したところ、快く譲ってくれることとなりました。自宅から近く家族全員分の駐車スペースも確保できることから適地であると判断したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道

を挟んで同意のある農地、東側及び南側は宅地、西側は道路を挟んで宅地です。生活排水を出す施設の設置はなく、雨水は自然浸透させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号3番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は田、面積は438㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は9ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は市立土居小学校から西約210mにある農地です。現地確認は3月11日に福本隆憲委員、入交大輔委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第1種農地にあると判断しています。理由は、10ヘクタール以上の集団農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は妻と子ども2人の4人で借家に住んでいるが、手狭になってきたため、自己の住宅を新築することを計画していました。安芸市の市街地は津波の浸水被害が予想される地域が多く、安全と思われる場所、また、仕事と子育ての両立のため、勤務先や保育園、学校に近い土地を探していました。申請地近くには勤務先である安芸市役所が移転予定であり、保育園、学校にも近いため最適と判断し選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写し及び融資関係書類を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、個人住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地、東側は譲渡人所有の農地、南側は同意のある農地、西側は宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、西側の市道側溝へ、雨水については、建物部分は西側市道側溝へ、砂利、芝生部分は自然浸透させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地へ

の影響はないと判断します。なお、栃ノ木堰土地改良区から当該転用事業について異議がない旨の意見書が出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

申請番号4番です。譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりです。地目は畑、面積は313㎡で、転用目的は個人住宅の建築です。場所は10ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

こちらの写真でわかりますとおり倉庫が建っており、こちらについて始末書が提出されております。

場所は市営高台寺団地の北東約100mにある農地です。現地確認は3月10日に大久保暢夫委員、小松昌平委員にいただきました。

次に別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあると判断しています。理由は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域内の農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、譲受人は自身の実家に家族3人で住んでいるが、子どもも1歳を過ぎ手狭になってきたため自己の住宅を建築することとしました。申請地は3筆まとめると必要な面積が確保でき、子どもの遊ぶ空間も確保できます。また、申請地は実家にも職場にも近く便利であるうえ、高台にあり県の災害地指定も無く安心であります。移転予定の安芸市役所や安芸中学校も近いため選定したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金通帳の写しを確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、集合住宅用地として転用面積が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は宅地、東側及び南側は市道を挟んで宅地、西側は現況宅地です。生活排水は浄化槽で処理後、東側の市道側溝へ、雨水も東側側溝へ排水する計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。なお、栃ノ木堰土地改良区より当該転用事業につい

て異議がない旨の意見書が出されています。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は野町重理委員、申請番号2番は樋口なぎさ委員、申請番号3番は入交大輔委員、申請番号4番は大久保暢夫委員、お願いします。

2番野町委員 3月15日に弘井君と長野榮徳委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

7番樋口委員 3月11日に弘井君と中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 3月11日に弘井君と福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 3月10日に弘井君と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第3号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は11ページになります。

賃貸人、賃借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで僧津の1筆です。地目は田で、面積は1,315㎡となっております。

当初は令和2年7月1日から令和7年6月30日まで、5年間の賃借権が設定されていましたが、双方同意の合意解約の通知が提出されたものです。以上でございます。

議長 ただいまの報告第4号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思っております。

続きまして、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（長野） 議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は12ページからになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地1筆で、地目は田で、面積は1,031㎡です。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり伊尾木の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で2,256㎡です。申請番号1番、2番ともにナスを栽培しており、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり米6俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、14ページの左に地図がございます。伊尾木岡集落の北西の方にあり伊尾木川近くの農地です。

申請番号1番と2番は借受人が同じなので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては一緒に判断しますが、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり東浜の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,492㎡です。

水稻を作付けする予定がされており、貸借期間は3年間で、賃借料は米0.5俵の現物払いの条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、14ページの右に地図がございます。農協ユズ集荷場の東で、市道安芸伊尾木線沿いの農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,308㎡です。

水稻を作付けする予定がされており、貸借期間は5年間で、賃借料は10a当たり米1俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの左に地図がございます。農協安芸集出荷場の北東の方にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり赤野乙の農地2筆で、地目は田で、面積は全部で1,239㎡

です。

ナスを作付けする予定がされており、貸借期間は8年間で、賃借料は12万円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、15ページの右に地図がございます。赤野東赤野集落の北西にある農地です。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番、2番は内川昭二会長、黒岩榮之委員、申請番号3番は川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員、4番は、福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号5番は野町重理委員、長野榮徳委員に確認していただいております。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番、2番は黒岩榮之委員、申請番号3番は渡辺禎宏委員、申請番号4番は入交大輔委員、申請番号5番は野町重理委員、お願いします。

黒岩推進委員 3月10日に長野君と内川昭二会長と確認してきました。説明どおり間違いありません。

渡辺推進委員 3月16日に弘井君と川島一義委員と野村勉委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

入交推進委員 3月11日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

2番野町委員 3月15日に弘井さんと長野榮徳委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定について説明いたします。議案書は18ページになります。農地中間管理事業を活用した案件となります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆で、地目は田で、面積は3,103㎡です。

作物は転借人が果樹を栽培する予定がされておりまして、貸借期間は15年間で、賃借料は10a当たり45,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。高知県農協あき東支所の北西にある川北地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、樋口なぎさ委員、中平秀一委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、中平秀一委員、お願いします。

中平推進委員 3月11日に弘井さんと樋口なぎさ委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画による中間管理権の決定については原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告第7号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 報告第7号、農地中間管理事業法第18条第7項の農用地利用配分計画について説明いたします。議案書は18ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地3筆、地目は田で、面積は全部で3,566㎡です。ナスを作付する予定で、貸借期間は約15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で新規設定する計画です。この件につきましては、1月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業

公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、2月21日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆、地目は田で、面積は2,499㎡です。ナスを作付する予定で、貸借期間は約15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で、新規設定する計画です。この件につきましては、11月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、2月21日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり川北甲の農地1筆、地目は田で、面積は2,000㎡です。ナスを作付する予定で、貸借期間は約15年間で、賃借料は10a当たり70,000円の条件で、新規設定する計画です。この件につきましては、1月の定例会で議案として、農地中間管理機構である高知県農業公社に貸し付けることをご審議いただき、ご承認いただきました。このたび、2月21日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。以上でございます。

議長 ただいまの報告第7号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第8号、農地の転用事実に関する照会についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局（弘井） 議案第8号、農地の転用事実に関する照会について説明いたします。議案書は20ページをご覧ください。

本案件は法務局が登記地目を認定するために令和4年2月14日付で転用の事実等を本市農業委員会に照会してきたもので、農地所有者、対象地は記載のとおりです。

現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。3月16日に川島一義委員、野村勉委員、渡辺禎宏委員に現地確認していただきました。西浜の馬ノ丁集会所の東約200mにある土地です。写真のとおり3751番、3753番については木や竹が生えており山林化していますが、3754番につきましては大きな木も生えておらず農地であると判断したところ です。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を川島一義委員、野村勉委員、お願いします。

4番川島委員 3月16日に弘井君と野村勉委員と、渡辺禎宏委員と確認してきま

した。説明どおり間違いありません。

6 番野村委員 3月16日に弘井君と川島一義委員と、渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第8号、農地の転用事実に関する照会については、原案どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第8号、農地の転用事実に関する照会については、申請どおり認定することに決定いたしました。

続きまして、議案第9号、安芸市農業委員会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第9号、安芸市農業委員会会議規則の一部を改正する規則について説明いたします。議案書は22ページをご覧ください。

本案件は安芸市行政手続等における書面主義、押印原則、対面主義の見直し基準により安芸市農業委員会の議事録より押印を廃止するものです。実際の変更部分は、別紙の新旧対照表に示されていますが、議事録署名人の押印を不要とするものです。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第9号、安芸市農業委員会会議規則の一部を改正する規則については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、安芸市農業委員会会議規則の一部を改正する規則については、申請どおり決定することに決定いたしました。

続きまして、報告第10号、安芸市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 報告第10号、安芸市農業委員会の委員の選任に関する要綱の一部を改正する要綱について説明いたします。議案書は22ページです。

本案件は安芸市行政手続等における書面主義、押印原則、対面主義の見直し基準により安芸市農業委員会の委員の選任に関する要綱の内、様式第1号から第3号の推薦書等から押印を廃止するものです。実際の変更部分は、別紙の新旧対照表に示されていますが、農業委員会の委員の選任のための推薦書等から推薦人等の押印を不要とするものです。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまの報告第10号について、質問、意見等がございましたら
よろしくお願ひいたします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解
していただきたいと思ひます。

続きまして、議案第11号、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する
要綱の一部を改正する要綱についてを議題とし、事務局が説明いた
します。

事務局(長野) 議案第11号、農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱の一部
を改正する要綱について説明いたします。議案書は23ページをご覧
ください。

本案件は安芸市行政手続等における書面主義、押印原則、対面主義
の見直し基準により安芸市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要
綱の内、様式第1号から第3号の推薦書等から押印を廃止するもので
す。実際の変更部分は、別紙の新旧対照表に示されていますが、農地
利用最適化推進委員の委嘱のための推薦書等から推薦人等の押印を不
要とするものです。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第11号、農地利用最適化推
進委員の委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱については、原案ど
おり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第11号、農地利用最適化推
進委員の委嘱に関する要綱の一部を改正する要綱については、申請ど
おり決定することに決定いたしました。

続きまして、議案第12号、安芸市農地移動適正化あっせん基準の
一部改正についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第12号、安芸市農地移動適正化あっせん基準の一部改正につ
いて説明いたします。議案書は23ページをご覧ください。

本案件は農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条に
基づく基本構想の変更等があったため、農地移動適正化あっせん事業
実施要領第2条の規定に基づき安芸市農地移動適正化あっせん基準の
変更を行うものです。実際の変更部分は、別紙の新旧対照表に示され
ていますが、農地適正化あっせん基準の経営面積の変更、制度等の用
語の変更をするものです。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第12号、安芸市農地移動適正化あっせん基準の一部改正については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第12号、安芸市農地移動適正化あっせん基準の一部改正については、申請どおり決定することに決定いたしました。

続きまして、議案第13号、安芸市非農地判断事務処理要領についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第13号、安芸市非農地判断事務処理要領について説明いたします。議案書は24ページをご覧ください。

本案件は「農地法の運用について」の制定に基づき、安芸市農業委員会が、遊休農地に関する措置を行った農地について農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かを判断する事務処理要領を定めるものです。別紙の安芸市非農地判断事務処理要領のとおり設定するものです。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 他になければ、採決いたします。議案第13号、安芸市非農地判断事務処理要領については、原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 はい、賛成多数です。よって、議案第13号、安芸市非農地判断事務処理要領については、申請どおり決定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は4月27日の水曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

なお、例年、行っています農林課各係からの事業内容の説明につきましては、5月の定例会に延期します。

今まで市農林課が中心となって作成してきました「人農地プラン」については、法改正により地域の将来の農業の在り方等を定めた「地域計画」となり、将来的に誰がそれぞれの農地を耕作していくか、話し合いで決定した目標地図を作製する必要ができてきます。農業委員会では、その元になる地図を各農家の意向を確認しつつ作成する必要がありますので、各委員さんのご協力をお願いします。

また、法改正の関連により、農用地利用集積計画が農地中間管理事業に一本化され、農地法第3条の許可要件から下限面積が無くなります。いずれも、現在、国会で審議されている法案が可決された後、令

和5年4月1日から制度が変わります。

事務局（弘井）委員の皆様にご協力をいただいた利用状況調査の集計結果をお配りしていますが、ご確認をお願いします。

以前より説明しておりましたが、新年度より、農業委員会活動記録簿について、より詳細な内容を記載して報告いただき、その内容を評価・公表するようになります。各委員さんは、日常の活動の中で、様々な農業関係の相談や確認をされていると思いますので、そのことを書いていただいたらよろしいので、よろしくお願いします。

なお、お配りしています活動記録簿につきましては、案でありますので、詳細が決まり次第、再度説明を行います。

農地利用状況調査について、A3の用紙のとおり、遊休農地の分類方法と調査項目が変更になります。調査用紙が変更になりますので、今年度の調査前に再度、説明を行いますのでよろしくお願いします。

議長

以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。